



山形県公報

平成25年4月1日(月)

号 外 (22)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則2-2(事務局の組織)の一部を改正する規則……………1
- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則…3
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………10

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則2-2(事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第4条第1項中「課長補佐
専門員」を「課長補佐」に改める。

第5条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

別表第1行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級3の欄中「東京事務所次長」を「東京事務所副所長」に改め、同項職級4の欄中「及び東京事務所」を削り、同項職級5の欄中「主任専門防除員」を

「主任専門防除員」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の収用委員会事務局の項中「主任専門漁業無線通信士」

「主 査 係長」を「業務名を冠する主査 主査」に改め、同表行政職給料表適用職の人事

委員会の項職級4の欄中「専門員」を削り、同表行政職給料表適用職の海区漁業調整委員会の項中

「次長 専門員」を「次長 業務名を冠する主査」に改め、同表行政職給料表適用職の教育

委員会の教育庁の本庁の項職級1の欄中「理事」を削り、同表教育委員会の県立学校の項職級5の欄中「事務長

「(主査)」を削り、同表企業局職員の職の企業管理者の本局の項中

局長	課長 主幹	副 主 幹 課長補佐 専 門 員
----	----------	------------------------

を

局長 参事	課長 室長 主幹	副 主 幹 課長補佐 室長補佐 専 門 員
----------	----------------	--------------------------------

に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の病院の項職級4の欄中

「室 長

「室 長」を 課長補佐 に改め、同項職級6の欄中「主任医療相談員」を 「主任医療相談員
主任診療情報管理士」に改
室長補佐」

め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の項中

本局						主任栄養士	職級1か ら職級6 以外の職
病院			薬局長 〔鶴岡病院 及びがん・ 生活習慣病 センターの 薬局長を除 く。〕 主幹	専門員 鶴岡病院及 びがん・生 活習慣病セ ンターの薬 局長 副薬局長 技師長	業務名を冠 する主査 副技師長	係長 主任栄養士 主任作業療法士 主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任臨床工学技士 主任薬剤師 主任あん摩マッサー ジ指圧師 主任歯科衛生士 主任歯科技工士 主任視能訓練士	職級1か ら職級6 以外の職

を

病院			薬局長 〔鶴岡病院 及びがん・ 生活習慣病 センターの 薬局長を除 く。〕 主幹	専門員 鶴岡病院及 びがん・生 活習慣病セ ンターの薬 局長 副薬局長 技師長	業務名を冠 する主査 副技師長	係長 主任栄養士 主任作業療法士 主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任臨床工学技士 主任薬剤師 主任あん摩マッサー ジ指圧師 主任歯科衛生士 主任歯科技工士 主任視能訓練士	職級1か ら職級6 以外の職
----	--	--	---	--	-----------------------	---	----------------------

に改め、同表病

院事業局職員の職の病院事業管理者の本局の項中

主任看護師	職級1から職級6以外の職
-------	--------------

を

	看 護 師	に改める。
--	-------	-------

別表第3 医師及び歯科医師の職の知事の出先機関の項職級3の欄中「及び主査」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第2条第3号中「社団法人山形県観光物産協会」を「公益社団法人山形県観光物産協会」に、同条第4号中「財団法人山形県企業振興公社」を「公益財団法人山形県企業振興公社」に、同条第5号中「財団法人山形県産業技術振興機構」を「公益財団法人山形県産業技術振興機構」に改め、同条に次の1号を加える。

(13) 山形県信用保証協会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第61条の2第1項第2号中「第4項又は」を「第4項、」に、「同条例附則第5項」を「同条例附則第5項又は育児休業条例附則第6項（同条例附則第7項の規定により読み替えられた同条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例附則第23項」に改め、同項第3号中「第6条第2項又は」を「第6条第2項、」に、「同条例附則第5項」を「同条例附則第5項又は育児休業条例附則第8項の規定により読み替えられた条例附則第23項」に改める。

第70条の2中「第67条第3項」を「第67条第4項」に改める。

第71条第2項第9号中「総合支庁水産課」を「総合支庁水産振興課」に改める。

第93条の9第1号中「第96条の2第1項第3号」を「第96条の2第1項第3号、第96条の3第2項第2号」に改める。

第96条の3第2項中「事由が同号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣をされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、研修等のため旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

別表第1のイの表8級の項標準的な職務の欄第1項中「、危機管理・くらし安心局長」を削り、同表9級の項標準的な職務の欄第1項中「部長」を「部長、危機管理監」に改め、同欄中第5項を削る。

別表第1のロの表5級の項標準的な職務の欄中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 警察本部の統括保健師の職務

別表第9第4項職員の欄第1号中「以下同じ。」を削り、同表第6項中「健康福祉部保健薬務課」を「健康福

祉部健康福祉企画課」に改め、同表第9項中

(1) 専ら放射線業務に従事する職員	3
(2) 専ら病理細菌検査に従事する職員	2
(3) 専ら家畜保健衛生業務に従事する職員 （(4)に掲げる者を除く。）	
(4) 家畜保健衛生課長	1
(5) ダム管理業務に従事する職員	

を

(1) 専ら病理細菌検査に従事する職員 (2) 専ら家畜保健衛生業務に従事する職員 ((3)に掲げる者を除く。)	2
(3) 家畜保健衛生課長 (4) ダム管理業務に従事する職員	1

に改め、同表第12項職員の欄に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設内に設置する分校の教頭及び同校において教育に直接従事する教育職給料表(2)の適用を受ける職員

別表第10中	知事部局	本 庁	部 長 会計管理者	特1種	を
			次 長 危機管理・くらし安心局長 観光経済交流局長 参 事 技術戦略監 整備推進監	1 種	

知事部局	本 庁	部 長 危機管理監 会計管理者	特1種	に、
		次 長 観光経済交流局長 参 事 技術戦略監 整備推進監	1 種	

		次 長 総務課長 福祉企画課長 福祉課長 保健企画課長 産業経済企画課長 家畜保健衛生課長 水産課長 建設総務課長	3 種	を

		次 長 総務課長 保健企画課長 福祉課長 産業経済企画課長 家畜保健衛生課長 水産振興課長 建設総務課長	3 種	に、

		次 長 主 幹	4 種	を
--	--	------------	-----	---

	副 所 長	4 種	に、	
消 防 学 校	校 長	4 種	を	
消 防 学 校	校 長 主 幹	4 種	に、	
庄内児童相談所	所 長	3 種	を	
	主 幹	4 種		
庄内児童相談所	所 長	3 種	に、	
朝 日 学 園	園 長	3 種	を	
	主 幹	4 種		
朝 日 学 園	園 長	3 種	に、	
	副 校 長 室 長	4 種	を	
	副 校 長 主 幹	4 種	に、	
教育委員会	教 育 庁	理 事	特1種	を
		教育次長	1 種	
教育委員会	教 育 庁	教育次長	1 種	に改める。

別表第12の2中

大 阪 府	大 阪 市	2 級 地	を
-------	-------	-------	---

大 阪 府	大 阪 市	2 級 地	に改める。
奈 良 県	奈 良 市	4 級 地	

別表第15のイの表中

寒河江市立幸生小学校 同 田代小学校 大江町立本郷西小学校 尾花沢市立高橋小学校	準 級	を
---	-----	---

寒河江市立幸生小学校 尾花沢市立宮沢小学校	準 級	に、
--------------------------	-----	----

舟形町立堀内小学校		
同 及位中学校		
大蔵村立大蔵小学校		
同 大蔵中学校		
戸沢村立角川小学校		
同 角川中学校		
南陽市立小滝小学校		
川西町立玉庭小学校		
小国町立白沼小学校		
同 伊佐領小学校		
同 沖庭小学校		
同 白沼中学校		

を

大蔵村立大蔵小学校		
同 大蔵中学校		
川西町立玉庭小学校		
小国町立沖庭小学校		

に、

小国町立叶水小学校	3	級
同 北部小学校		
同 叶水中学校		
同 北部中学校		
飯豊町立中津川小学校	4	級
同 中津川中学校		
酒田市立飛鳥小学校	5	級

を

小国町立叶水小学校	3	級
同 叶水中学校		
酒田市立飛鳥小学校	5	級

に改める。

（山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成18年4月1日）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成19年1月1日から平成22年1月1日まで（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号）附則第5項により、平成23年4月1日における号給が同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とされた職員との権衡上必要があると認められるものに限る。）にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）の間」を「次の各号に掲げる職員（第2号から第4号に掲げる職員にあつては、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号）附則第5項の規定により、平成23年4月1日における号給の調整を受けることとなった者又は山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）附則第23項の規定により、平成25年4月1日における号給の調整を受けることとなった者との権衡上必要があると認められるものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
- (2) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において45歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
- (3) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において38歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

(4) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において37歳に満たない者（平成19年1月1日附則第9項中「山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(平成25年4月1日における号給の調整)
- 2 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）附則第23項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において37歳以上38歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
 - (2) 調整日において37歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員
 - (3) 調整日において37歳に満たない職員でその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- 3 条例附則第23項の特に調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員等は、調整日において37歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員（前項第3号に掲げる職員を除く。）とする。
- 4 前2項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成19年1月1日において山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成18年4月1日。以下「平成18年改正規則」という。）附則第7項の規定により号給を決定された職員又は同項の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、同項中「第40条第1項から第3項まで」とあるのは「第40条第2項及び第3項」と、「同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、同条第2項」とあるのは「同条第2項」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）
 - イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則」という。）第28条第3項、第31条第2項（規則第33条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第47条の規定により号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）
 - ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員
 - ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）
 - ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、休職にされていた期間、専従許可を受けていた期間、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間、育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間、大学院修学休業をしていた期間、自己啓発等休業をしていた期間又は休暇のため引き続いて勤務していなかった期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会の定めるもの
 - (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
 - イ この規則による改正前の平成18年改正規則附則第6項（山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成23年4月1日）第2条の規定による改正前の平成18年改正規則附則第6項を含む。以下「改正前平成18年改正規則附則第6項」という。）の規定により号給を決定された職員であって、改正前平成18年改正規則附則第6項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成18年11月1日）前となるもの
 - ロ 山形県人事委員会規則4-6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）第8条の規定により号給を決

定された職員（以下「初任給均衡決定職員」という。）のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

- (3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第28条第3項又は第31条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に規則第28条第3項又は第31条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成18年11月1日）前となる職員及び規則第47条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
 - (4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
 - イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成18年12月31日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。）があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
 - ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
 - (5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員
- 5 第2項及び第3項の平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成20年1月1日において規則第40条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成18年改正規則附則第8項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるものを除く。）
 - (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
 - イ 改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年11月1日）前となるもの
 - ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員
 - (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第28条第3項又は第31条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に規則第28条第3項又は第31条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成19年11月1日）前となる職員及び規則第47条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
 - (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
 - イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成19年12月31日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

の

ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

6 第2項及び第3項の平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1日において規則第40条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、平成18年改正規則附則第8項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるものを除く。）

- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年11月1日）前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

- (3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第28条第3項又は第31条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に規則第28条第3項又は第31条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成20年11月1日）前となる職員及び規則第47条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

- (4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成20年12月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

- (6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

7 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

8 特別の事情により第2項から前項までの規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表知事部局本庁の項職の欄中「農山漁村計画課」を「農村計画課」に、「道路課」を「道路整備課」に改め、「又は秘書」を削り、「調整専門員」を「秘書専門員」に改め、同表知事部局出先機関東京事務所の項職の欄中「次長」を「副所長」に改め、同表教育庁本庁の項職の欄中「、理事」を削り、同表教育機関高等学校の項職の欄中「、事務長（主査）」を削り、同表人事委員会事務局の項職の欄中「、総務専門員」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。